

## 2023年度「植松正記念奨学金」応募要領

故植松正本学名誉教授のご息のご令室からの寄附に基づき、学業等に優れ、かつ経済的理由による修学困難な者に対し奨学援助を行うことを目的として、2022年度より「植松正記念奨学金」制度が設けられました。

### 対象

法学部法曹コースに優秀な成績で在籍し、5年一貫型教育選抜で本学法科大学院に合格した者（2023年度の入学予定者）の中で、経済的理由により修学が困難な者

### 給付額

月額5万円を1年間（12ヵ月）支給します。（返還を要しない「給付型」です。）  
次年度の更新はありません。  
この奨学金は、他奨学金との併給を認めます。

### 採用人数

5名程度

### 申請手続

申請希望者は「学内選考用奨学金申請書」に必要書類を添付のうえ、2022年10月31日（月）17:15までに学生支援課奨学事業係に提出してください。

### 採用時期

12月中旬に採用者に連絡します。なお、採用者以外の者には連絡をしません。

### 選考方法

「一橋大学奨学生候補者推薦要項」に基づき、学生支援課奨学事業係及び法科大学院にて学内選考（書類選考）を行いません。

### 採用手続

採用者は、採用後速やかに振込口座の届出等所定の手続きをする必要があります。  
また採用後、12月中に式典を行いますので必ず出席してください。

## 交付

所定の手続きが完了した後、届出のあった口座に振込みます。

ただし、採用決定後、指定した期間内に所定の手続きをしない場合は、辞退したものととして奨学金の給付を取り消すことがあります。

## 廃止等

奨学生が次のいずれかに該当すると大学が認めたときは、奨学金の給付を廃止します。

- ア 休学、退学または除籍となったとき
- イ 疾病などのため学業の見込がないと認められるとき
- ウ 学業成績または素行が不良となったとき
- エ 停学、その他の処分を受けたとき
- オ その他、奨学生として適当でないと認められるとき

## 報告

奨学生は、奨学金受給終了後速やかに生活状況報告書及び学業成果報告書を提出する必要があります。

【本奨学金に関する問い合わせ先】

学生支援課奨学事業係（西キャンパス本館1階）

TEL：042-580-8139